破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９０号
北海道小樽市長橋２丁目10番21号　クリフサイド103、前住所北海道小樽市長橋２丁目17番２号　コーポまつもと
債務者　小山　麻木（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１０２号
青森県黒石市大字中川字篠村131番地
債務者　北山　大輔
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１９１号
千葉県八街市八街は４番地102
債務者　田澤喜久一
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９２号
千葉県八街市八街は４番地102
債務者　田澤樹代子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４２８号
神奈川県平塚市根坂間264番地の１　めぐみハイツ101号
債務者　廣瀬　友子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９１号
香川県高松市多肥上町39番地
債務者　濵　さやか
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
香川県観音寺市柞田町甲800番地３　高橋住宅７号
債務者　川端　万貴
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２０号
香川県観音寺市大野原町大野原2809番地
債務者　守谷　雅修（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第７２３号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地62
債務者　秋田　英子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５１号
福岡市南区野間１丁目18番２号
債務者　白石　道子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１２号
福岡市早良区次郎丸１丁目29番１号、住民票上の住所東京都練馬区貫井３丁目８番４―207号
債務者　福村　麻莉
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１９号
福岡市東区東浜１丁目13番７―1008号
債務者　枡田　留美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須57番地２　ニューコーポくろせ101号
債務者　吉田　治美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５５号
福岡県春日市日の出町２丁目73番地１日の出町団地６棟204号
債務者　木村　征孝
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５６号
福岡県春日市日の出町２丁目73番地１日の出町団地６棟204号
債務者　木村登志子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７１号
福岡市西区泉３丁目２番16号
債務者　川畑　重人
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７２号
福岡市西区泉３丁目２番16号
債務者　川畑喜美恵
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部